

保育を必要とする事由を 「求職中」で申請した方へ

●利用申請の結果が分かる前または保留中に仕事が決まった場合は、**就労証明書**と**認定変更申請書**をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出してください。

●保育所等の利用が内定した場合は、利用開始後3か月以内に仕事を決め(月64時間以上の就労)、**就労証明書**と**認定変更申請書**を利用している保育所等のある区の区役所こども家庭支援課に提出してください。提出がない場合は、認定が取り消され、保育所等の利用ができなくなることがあります。

※ 「就労証明書」「認定変更申請書」は、横浜市ウェブサイトからダウンロードしてください。
区役所こども家庭支援課でも配布しています。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/R9hoikuriyou.html>



●保護者の状況に応じた保育必要量

(詳細は、「令和9年度 横浜市保育所等利用案内」をご覧ください。)

保護者の状況(保育事由)	保育必要量
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	標準時間(月120時間以上の場合) または短時間(月64時間以上の場合)

【提出先】各区こども家庭支援課 保育担当宛

(市外局番は045)

区名	住所		電話番号
鶴見区	〒230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816
神奈川区	〒221-0824	神奈川区広台太田町3-8	411-7157
西区	〒220-0051	西区中央一丁目5番10号	320-8472
中区	〒231-0021	中区日本大通35	224-8172
南区	〒232-0024	南区浦舟町2-33	341-1149
港南区	〒233-0003	港南区港南四丁目2番10号	847-8498
保土ケ谷区	〒240-0001	保土ケ谷区川辺町2-9	334-6397
旭区	〒241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173
磯子区	〒235-0016	磯子区磯子3-5-1	750-2435
金沢区	〒236-0021	金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7795
港北区	〒222-0032	港北区大豆戸町26-1	540-2280
緑区	〒226-0013	緑区寺山町118	930-2331
青葉区	〒225-0024	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428
都筑区	〒224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463
戸塚区	〒244-0003	戸塚区戸塚町16-17	866-8467
栄区	〒247-0005	栄区桂町303-19	894-8463
泉区	〒245-0024	泉区和泉中央北5-1-1	800-2413
瀬谷区	〒246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	367-5782